【平成19年6月27日法律第102号改正後】

（準用規定）

第百三十九条の十九　第百三十九条の十二の規定は、新設合併消滅株式会社金融商品取引所について準用する。

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（準用規定）

第百三十九条の十九　第百三十九条の十二の規定は、新設合併消滅株式会社金融商品取引所について準用する。

（改正前）

（新設）

第百三十九条の十九　第百三十九条の十二の規定は、新設合併消滅株式会社証券取引所について準用する。

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】

（改正後）

第百三十九条の十九　第百三十九条の十二の規定は、新設合併消滅株式会社証券取引所について準用する。

（改正前）

（新設）